

# 第 238 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 238 回入札監理小委員会  
議事次第

日 時：平成 24 年 11 月 6 日（火）17：09～18：14  
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 国立科学博物館の施設管理・運營業務（（独）国立科学博物館）
- 中小企業大学校における企業向け経営管理者研修等及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務（（独）中小企業基盤整備機構）
- エコライフ・フェア 2013 実施業務（環境保全普及推進事業）（環境省）

2. その他

<出席者>

（委員）

稲生主査、檜谷副主査、石村専門委員、小松専門委員

（（独）国立科学博物館）

上野次長、濱田計画・評価室長、三澤専門職員、寺口契約担当係長

（（独）中小企業基盤整備機構）

経営基盤支援部 岩木部長、伊藤審議役

総務部総務課 村松課長

大学校運営支援室 山中室長、増田室長代理、内田室長代理

（環境省）

環境省大臣官房政策評価広報課広報室 中尾室長、磯辺室長補佐、白倉係長

（事務局）

後藤参事官、古矢参事官

○稲生主査 ただいまから第 238 回入札監理小委員会を開催します。

本日は、独立行政法人国立科学博物館の「国立科学博物館の施設管理・運営業務」の実施要項（案）、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校における企業向け経営管理者研修等及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務」の実施要項（案）、環境省の環境保全普及推進事業である「エコライフ・フェア 2013 実施業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

初めに、独立行政法人国立科学博物館の「国立科学博物館の施設管理・運営業務」の実施要項（案）につきまして、審議を行いたいと思います。

本日は、独立行政法人国立科学博物館、上野次長様に御出席をいただいておりますので、実施要項（案）の内容につきまして、御説明をお願いしたいと思います。

説明は 15 分程度でお願いいたします。

○上野次長 国立科学博物館の次長の上野です。よろしく申し上げます。

当館は通称、科博と呼んでおりますので、科博という形で発言させていただきます。

科博の施設管理・運営業務につきましては、平成 21 年度に民間競争入札を実施いたしまして、平成 22 年度から今年度まで 3 年間実施しておるところでございます。今年度が最終年度ということで、春に先生方には評価いただいたというところがございます。そのときの評価の概要といたしましては、サービスの実施状況については良好と御評価をいただいたわけですが、実施経費の削減効果が見られなかった。また、十分な競争性があったとは言えないのではないかとという評価をいただいたところがございます。

実施経費の削減に関しましては、例えば統括責任者が個別業務責任者と兼務することを明示的に認めるなどの検討をするなどをしました。競争性に関しましては、より多くの者が入札参加をすることが可能となる環境を整えていくことが必要でございますので、さらなる情報開示、仕様書等の精査等によりまして、競争性を確保することに留意させていただいたところがございます。

具体的に実施要項のほうの説明に入りますが、今回、新たな実施要項の策定に当たりましては、先ほどの繰り返しになりますので省略させていただきますが、御指摘をいただいた点を踏まえるとともに事務局のほうからサジェスチョンをいただきまして、3 年前の入札に参加した業者 2 社とヒアリングを実施させていただきました。そういうことも反映させて、実施要項を今回（案）として作成させていただきました。

実施要項の主な修正点でございますが、実施要項の 6 ページをごらんおきください。本件業務の実施期間でございますが、今年度までは 3 年間でございますが、ここは実施期間については 5 年間とさせていただきます。これは事業者からのヒアリング結果を踏まえたもので、これについては経費の削減効果が見込めるのではないかとということで、競争性の拡大にも寄与するのではないかと考えているところがございます。

9 ページ、特に「⑩業務の引継ぎ」でございます。これは事業者からのヒアリング等を踏まえまして、これまでこの引継ぎは開始年度の前の年度の 3 月中旬としておりましたが、

ここは業務の引継ぎ期間を1カ月間確保することにいたしました。このことにより競争性の拡大が図られるのではないかと考えているところでございます。

実施要項の大きな修正点はそんなところでございまして、次に仕様書のほうについて、主な修正点についてお話をさせていただきます。

3 ページ下のほうをごらんおきください。これも先ほど申し上げたところですが、事業者からのヒアリングをやりまして、その統括管理業務の配置日数、配置時間を明示していただきたいということがございましたので、統括管理業務を行う統括責任者は週5日間、科博で勤務に当たること。そして、統括責任者がいない週2日につきましては、統括責任者に代わります現場統括者を配置することにさせていただいております。

この統括責任者や現場統括者につきましては、当然、統括管理業務を行っていただくわけですが、あくまで業務に支障がない限り、範囲内でほかの業務も兼務することができるとさせていただいております。

25 ページをごらんおきください。「⑤総合案内・展示施設案内等業務」でございます。ここの中で一番下のCでございますが、友の会業務というものがございまして、現在、科博の友の会は約1万8,000人おります。これにつきましては、昨年度23年度から、この友の会業務を業者にやっていただいておりますが、これを今回新たに追加したということでございます。

もともと友の会業務につきましては、うちにショップを運営している財団があるわけですが、そこに友の会業務をやっていただいたのですが、いわゆる公益法人改革等の観点で当財団ではできないということがございまして、それでもともと友の会はうちの科博を応援していただくなり、科博に来て勉強していくということで発足しているものでございますので、科博の直営事業としては実施するのですが、その受付業務等々についてはこちらのほうにお願いしているもので、今回は仕様を追加したというところでございます。

仕様書の大きな修正点は以上でございます。

次が別添資料4の「様式集及び記載要領」でございます。別添資料4の36ページの下の※をごらんおきください。最初の※の「また、現場責任者が業務従事者を兼ねる場合は、適宜員数を調整すること」ということで、注意書きを追加したところでございます。

以上が大きな修正点でございまして、これを踏まえて9月27日～10月10日まで当館ホームページにおきまして、パブリックコメントを実施させていただきました。パブリックコメントの実施に当たりましては、他の博物館で施設運転監視業務を行っている事業者等19社にも声をかけさせていただきました。

その結果、資料A-2でございますが、2社から5件ございました。そのうち1番がモニタリング評価結果の開示、3番が現在の業務についての当館の評価の開示のこととございましたので、これは別添資料3の「従来の実施状況に関する資料」のうち、8～10ページにおいて記載させていただいております。これは従来の実施状況に關す

る資料につきましては、前回春の評価をいただいた際に提出させていただいたものでございます。

この意見の4番及び5番につきましては、機器の詳細に関するものでございましたので、仕様書の45～51ページに細かく記載をすることにさせていただいております。

2番が設備管理に関する入札参加資格についてでございますが、これについては前回の民間競争入札においてもお話をさせていただきましたが、当館においては1万点以上の貴重なコレクションを展示室で展開しておるわけでございますが、そういうコレクションを良好に維持するためには、やはり都道府県立の博物館レベルの業務経験を引き続き求めていきたいということでございますので、これについては当初どおり6,000平米以上の博物館での経験ということにさせていただいております。

大きな修正点は以上でございますが、もし細かい修正点も説明が必要でしたら、また説明させていただきます。

○稲生主査 これで結構です。ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明をいただきました実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○樫谷副主査 確認ですが、御説明をいただいたので大体わかるのですが、要するに前回は3社の入札参加者があって、2社が予定価格の範囲内であったのだけれども、1社が辞退をしたので1社と契約をしたということですね。このときにヒアリングをされた。そこで3年から5年にしたというのは、このヒアリングの結果を受けてということですか。

○上野次長 そういうことでございます。

○樫谷副主査 期間が短いので、長くすれば応じていたかもわからないという話ですね。普通は3年というのと長くはないけれども、短くもないのですが、何だったのでしょうか。

○上野次長 ただ、当館といたしましては、やはり3年より5年のほうが安定的に、この業務をやっていただく上では大変いいかと。特に思いましたのは、春先にもお話をさせていただきましたが、去年の3.11ですね。ああいう東日本大震災という未曾有の震災が起きた場合の対応ですと、安定的に業務をやっていただくところでないと、我々もナショナルミュージアムとして、まさに日本の顔でございますので、それに対して説明責任等は当然、科博本体が負うわけでございますので、そういう意味でも3年よりは5年のほうがいいかとは思っているところでございます。

○稲生主査 ほかにいかがでしょうか。

○小松専門委員 これはもう内閣府のほうから要請していただくだけの話だろうと思しますので、こちらから変更を求めるようなことではないと思います。

○樫谷副主査 何かというと、統括責任者とか現場責任者とか、いろいろな用語がありますが、一応内閣府のほうから様式集（標準例）は出ていると思いますが、当然今までの慣例でそれぞれのお言葉をお使いになっていますが、できれば官民競争入札をするときに同じ言葉でも中身が違っていたら困るということもあって、よほど支障が特になければ、同

じ言葉にできれば統一していただいたほうがいいかと思います。これは強制ではなくて要望なので、次のときからでも頭に入れておいていただきたいということです。

○上野次長 わかりました。

○稲生主査 細かいのですけれども、友の会業務の話がありましたね。仕様書の 25 ページで、この業務が加わりましたという話がありまして、この部分のコストは例の従来の実施状況に関する資料という別添資料 3 の 1 ページ目以降に入り込んでいるのかどうかということです。要するに今回、友の会業務を従来財団がやっていたのを混ぜたということになると、当然このコストは上乘せしないとイケないのですが、これも入っているという理解でよろしいのでしょうか。

○濱田計画・評価室長 この「従来の実施状況に関する資料」の 3 ページの資料 1 でございますけれども、23 年度からつけ加わったということで、下から 2 行目の頭「年間 3,855 千円程度増加している」という、友の会受付カウンター業務は平成 23 年度にこれだけ増加しているということで入れてございます。

○稲生主査 この部分がちゃんと入り込んでいるということですね。わかりました。ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。石村先生、いかがでしょうか。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したということにいたしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に一任いただきたいと存じますけれども、委員の皆様はよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○稲生主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等につきまして、何か疑義が生じた場合には事務局さんから各委員にお知らせをし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問ができなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局におきまして、整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付していただきます。

また、国立科学博物館におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますよう、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（国立科学博物館退室、中小企業基盤整備機構入室）

○稲生主査 続きまして、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校における企業向け経営管理者研修等及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務の実施要項（案）」につきまして、審議を行いたいと存じます。

本日は、独立行政法人中小企業基盤整備機構経営基盤支援部、岩木部長様に御出席いた

だいておりますので、前回の審議等踏まえた実施要項案の修正点等につきまして、御説明をお願いしたいと存じます。10分程度でお願いいたします。

○岩木部長 中小企業基盤整備機構の岩木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先達て小委員会で御指摘いただいた点につきまして、事務局とも相談させていただき、何点か実施要項案について、修正をさせていただいております。

その修正を加えた上で、実施要項案につきまして10月16日～26日の間、パブリックコメントを実施させていただきました。その結果、1社1件の意見が寄せられたものですから、これにつきましても後ほど御説明させていただきます。

本日は、この2点につきまして、御説明をさせていただきます。

○伊藤審議役 伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料に基づいて御説明いたします。

まず、資料B-2をお開きいただきたいのですけれども、こちらが先程、岩木が申し上げました、今回のパブリックコメントの内容でございます。意見は1件でございます。

内容は委託期間について、改革の効果を実現する時間が十分取れないのではないかと考えておりますということで、複数年度への変更を提案させていただきたいという内容でございます。

前日も御説明いたしましたとおり、私どもの中小機構の第2期中期計画が25年度いっぱいということですが、したがって、そちらの期間に合わせるということで、事業年度については1年と設定させていただきたいということでございます。こちらにつきましては、24年7月の公共サービス改革基本方針で閣議決定もいただいておりますし、その方向で我々としては対応させていただきたいということでございます。

続きまして、具体的な実施要項の修正個所でございますけれども、資料B-4の一覧表に記載しておりますが、5点ほど修正させていただきました。

一番左のページ数というのが資料B-3のページ数になっておりますので、あわせて御覧いただければと思います。

まず、第1点でございます。御指摘いただきました「受講者の満足度」という箇所でございます。教室内の照明・温度等の調整というような項目内容でございましたけれども、こちらについては赤の部分削除させていただくということです。理由につきましては、民間事業者の範囲の責任外にある施設環境に起因する回答が入る可能性があるということで、御指摘に基づいて修正をさせていただいております。

次に19ページで「研修業務の準備業務を開始し」ということで、わかりづらい表現ということもございまして、こちらは「研修業務の準備を開始し」と修正をさせていただいているということでございます。

62ページ、「研修コースのねらいなどのオリエンテーションを」という箇所の赤字のところですが、「研修コースのねらいや研修生活の案内（休憩時間や喫煙に関する留意事項等）などのオリエンテーションを」という具合に、これも御指摘いただいた研修生活

についてのオリエンテーションの具体的な内容を追加しているということでございます。

62 ページ「2. 教室運営」の「備考」という欄になります。新たに追加ということで、「民間事業者は、講義中は、講師が常に担当者に連絡ができる体制を整えること」。こちらでも御指摘いただいた、講師からの連絡要望に対して迅速に対応できるようにということで、こういった文言を追加しているということでございます。

最後でございますけれども、63 ページ、「資料配布等の教室運営の補助を行う」という箇所、赤字のところの修正前は「補助」というのがわかりづらいと。これは講師の補助という意味だったのでございますけれども、やはり民間事業者がきちんと取り組むべき事項ということを確認するために、「補助」を削除して、「資料配布、教室の照明・温度の調整等の教室運営を行う」としました。また、こちらの理由のところを書いてございます、ビデオの上映時に照明を暗くするなどの業務を行っていただくということを確認するという意味合いで、文言を追加しているということでございます。

以上が、御指摘いただいた項目等に対する修正個所の御説明になります。

続いて、資料B-3の5ページを見ていただきたいと思いますけれども、前回の委員会時には未定になっておりました、旭川校の経営管理者研修の実施期間等を追加するというような形の変更を加えているということでございます。

説明は以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項案につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○樫谷副主査 修正いただいて、ありがとうございます。資料B-2のパブリックコメントのところ、確かに中期目標の期間が再来年の3月までで切れるので、この理由はよくわかるのですが、御意見いただいたこともよく理解できますので、今回はやむを得ないかはわかりませんが、その次は恐らく中小企業基盤整備機構がなくなるということはありませんので、少なくともこの5年間について、この事業者の方の御提案を十分に斟酌していただいて、新しい期間を設定していただけたらと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○伊藤審議役 わかりました。

○稲生主査 今回そういう意味で1年間ですのでちょっと短くて、応募する事業者さんが出てくるといいなと思っておるのですけれども、そこだけが心配かなと、委員では先ほど相談しておりましたので、ぜひ御認識いただければと思います。

このほか、先生方いかがでしょうか。

それでは、本実施要項案につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会の開催をすることはしないで、実施要項案の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと思います、よろしいでしょうか。



(「はい」と声あり)

○稲生主査 ありがとうございます。

今後、実施要項案の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、中小企業基盤整備機構様におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますよう、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(中小企業基盤整備機構退室、環境省入室)

○稲生主査 続きまして、環境省の環境保全普及推進事業である「エコライフ・フェア 2013 実施業務」の実施要項（案）につきまして、審議を行います。

本日は環境省大臣官房政策評価広報課中尾広報室長様に御出席をいただいておりますので、実施要項（案）の内容等につきまして、御説明をお願いしたいと思います。説明は15分程度でよろしくお願いいたします。

○中尾室長 環境省の中尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は資料C-2ということで御説明させていただければと思います。

まず、この事業はどういう事業かということでございます。「1. 事業の趣旨」に名称がございましたが、エコライフ・フェア 2013 という事業でございます。詳細な内容につきましては、2-1のほうで書かれてございますので、そちらを見ていただければと思います。毎年6月が環境月間となっております。全国各地で地方自治体や企業、NGOなどが環境省の呼びかけでさまざまな行事を環境月間に開いていただいています。メディアなどでも番組などを放映していただいているということですが、その主唱する環境省でも一つ中心的な行事をやろうということで1990年以来に行われている行事でございます。

昨年の例でございますが、東京都の代々木公園におきまして、6月2日、3日の2日間にわたりまして、様々な企業、NGOなどに呼びかけまして出展いただいて、環境省のほうでもその年に広報を行いたい事業を中心にブースなどを出させていただきます。展示などを行っております。

特に環境問題についてはかなり理解、意識も進んでいるとは考えておりますけれども、そこからさらに進みまして、実際への行動へ移していくことが非常に大切だということで、そのきっかけとなる場を提供して、ライフスタイルや事業活動を環境に優しいものへと変えていくことをこの事業目的としております。

4ページ、エコライフ・フェアの業務の内容でございます。

まず、エコライフ・フェアの事業を開催するに当たりまして、(2)にございますように実施計画の作成、(3)にございますような実際の開催業務、こちらが7ページにございま

す。その2つ、実施計画を作成していただいて、実際に開催していただくという業務内容になっております。

まず、4ページの実施計画の作成のほうでございます。フェアの開催に係ります、以下、ア、イ、ウ、エ、オとございますけれども、実施方法、進行予定、実施体制、その他必要な事項を具体的に定めてフェアの実施計画を作成していただくということです。実施計画のコンセプトといたしましては、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会、ここ2年につきましては震災関連ということで節電、さらにはがれきの広域処理、除染といったテーマを中心コンセプトといたしまして展示を行いまして、フェア全体では持続可能な社会への取り組みを総合的に展示するということとしております。

その内容につきましては、適宜政策的な課題もかなりありますことから、環境省と協議することとしております。また、環境に配慮し、特にイベント自体の環境配慮ということを通じて、環境への実際への行動に結びつけていくことを見せていくことも非常に重要だということで、環境を配慮して、特に廃棄物対策及び地球温暖化対策に十分な措置を講じた計画とすることを求めています。

また、フェアの内容については、過去の実績を参考とし同程度とすることをお願いしております。環境への配慮事項、特に廃棄物対策では飲食ブースなども出しているのですが、そこではリユース食器を使うとか、ステージイベントなどにつきましては太陽光パネルを用いて再エネにも配慮するとか、そういったことを実際にこれまでやっていたということですので。

アのところは重複になりますけれども、具体案を作成していただきまして、作成に当たっては、業務の目的を適切に理解した基本方針を策定していただいて、特に幅広い年齢層の方の参加が得られるように努めることをお願いしております。具体的には業務の実施方法、業務の実施スケジュール、業務の実施体制、その他フェアの準備に際し必要となる事項を定めていただきたいと思いますと考えております。フェア実施の参考例はそちらのほうに記載されているとおりでございます。

また、環境省のフェア出展に係る具体案を企画するというところで、例えば地球温暖化の部署ですとカーボン・オフセットをテーマにするとか、自然環境の担当の部局であればCOP10が2年ほど前にごございましたけれども、生物多様性をテーマにするとか、あとは夏でもありまして、6月1日からクールビズの取り組みが始まりますので、スーパークールビズをテーマにするとか、そういったことを個別に調整させていただきということをお願いしております。

フェアへ出展する一般企業・団体、NGO等の募集選定を実施するというところで、この出展に際しましては、原則として出展に必要な設営経費については受託事業者が管理して出展者からの出展料をもって精算することをお願いしております。出展料の設定については環境省及び地元の自治体などが共催として入っておりますので、共催者とも協議をして了解を得るということです。

募集に当たっては幅広い業界から多くの団体に参加を得られるように努めて、必要に応じて説明会を開催すること。昨年ですと企業向けの説明会と NGO 向けの説明会を実際に行っていたと考えております。フェアに出展する一般企業・団体、NGO などに対しまして、出展準備に必要な支援を行うということです。これまでここ数年、代々木公園で開いておりましたが、現在また代々木公園で引き続き開くのかどうかを含めて、開催場所については検討中のごさいます、使用賃料を求められた場合には出展料の一部から負担していただくことも含めて、これから検討をしていく必要があると思っております。

6 ページのエでございます。イベントでございますので、その広報も大切だということで、環境省ウェブサイトなどに開設したフェア広報用のホームページを作成していただくほか、駅や周辺地域にポスターを使った広報を実施していただくことをお願いしております。その他、効果的な広報について、是非このあたりは各事業者のほうで御提案をいただいて、企画実施できればと思っております。

7 ページの(3) エコライフ・フェア 2013 開催業務等でございます。フェアの開催に際して実施する事項及び必要な事項については、ア〜ケまで定めているところでございます。イベントでございますので、実施に当たっては適宜、環境省との協議をお願いしております。警備、アナウンス、撮影記録などに係る業務については、外部に発注しても差し支えないことを明記しております。

アのフェア全体の開催準備及びステージイベント等でございます。環境省、企業・団体、NGO 等による出展以外の展示などを行うため、全体としてのイベントもでございますので、それらについて必要な準備を実施していただくということ。イ、フェア当日の運営を実施するということ。

ウ、フェア来場者及び出展した企業にアンケート調査をしていただいて、フェアへの意見や要望事項を取りまとめること。

エ、出展料については別会計として適正に管理して、収支報告をしていただくこと。

オ、記録集を 100 部作成すること。これは出展者などにも報告するということでございます。

カ、報告書を 6 部作成していただくこと。

キ、成果物の納入方法を定めております。6 月上旬に実施する事業でございますので、締切については 8 月 30 日としております。

また、ク、著作権の取扱いとケ、業務の引継について定めております。

9 ページの 2-2 業務の実施にあたり確保されるべき質でございます。フェアを開催し、環境保全活動に関する総合的普及啓発のための展示などを通じて、行動へ導くきっかけとなる場を提供するというので、幾つか目標のほうを現在は以下のように検討しております。

まず、当然ながら民間事業者はフェア開催業務において策定された実施計画、作業スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。来場者数につきましては、昨年の実績が 6 万

6,000名強でございましたので、同程度のものは確保していただきたいと考えております。来場者アンケート調査でも満足度80%以上をお願いしたいと思っております。実施計画において企画した程度の出展者を集めること。さらに広報活動についても同様に実施計画において企画した程度の広報活動が実施されること。出展者の管理は適切に行うこと。イベントが中断等なく開催することを質のところで掲げさせていただいております。

10ページの2-3ですが、契約の形態は請負契約ということですが。経費の支払いについては完了確認の検査を行った上で、請求書受理日から30日以内に支払うということ。

3. でございますけれども、契約期間は平成25年4月1日～25年8月30日までとすること。それ以下、入札参加資格に関する事項。入札に関する者の募集に関する事項を10～11ページで定めております。

12ページの6. 落札者を決定するための評価の基準をその他落札者の決定に関する事項ということで、今年度まで企画競争入札方式で行ってございましたけれども、来年度につきましては、民間競争入札の対象になるということで、総合評価方式によるものとしてと考えております。

関係省内に設置する評価委員会において評価を行うということでございます。評価基準につきましては総合評価方式でございますので、技術評価と価格評価がございますけれども、技術点200点、価格点100点の300点満点としたいと考えております。技術評価の詳細な評価観点等の内容につきましては、別紙1がございまして、こちらを参照していただければと思います。主な点につきましては、この12ページ、13ページに書かれています。

12ページの6-2-1 必須審査項目ということで、基礎点でございますけれども、別紙1を見ていただいたほうがよろしいのかもしれませんが、組織的基盤に関する事項、経理的基盤に関する事項、業務の目的と背景、さらには基本方針、フェアへの出展募集・選定、全体運営、業務実施体制、業務従事者、広報管理担当者、これらの必要最小限はやはりクリアしていただく必要があるだろうということで、必須審査項目とさせていただきます。

また、加点審査項目につきましては、事業の内容が一番大事で、創意工夫がまさに事業者からの提案が期待されるところでございますので、事業の内容、あとは事業の計画、運営管理、追加的提案、それに加えて、民間事業者の経験能力、業務実施体制を加点項目とさせていただきます。

落札者の決定につきましては、14ページの6-4でございます。必須審査項目を全て満たし、入札価格が予定価格の制限の範囲内であって、かつ加点審査項目における得点に入札価格の得点を加えて得られた値が最も高い者で、有効な入札を行った者を落札者とするということを定めています。

15ページの従来の実施状況に関する情報の開示につきましては、別紙2のほうにまとめさせていただいております。環境省のホームページなどにも、これまでの事業の様子など

は掲載されているところがございます。

8. 民間事業者が環境省に報告すべき事項、秘密保持、情報セキュリティー、契約に基づき民間事業者が講ずべき措置、こういったものには一通りのことを8. に書かせていただいております。

20～21 ページにかけまして、損害賠償の規定、対象公共サービスの評価に関する事項、その他事業の実施に際し必要な事項を20～21 ページにかけまして、書かせていただいております。雑朴ではございますけれども、一通りの御説明とさせていただければと思います。  
○稲生主査 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある先生方は御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○石村専門委員 私からは、確認させていただきたいことが3点ございます。

まず1点目が、資料C-2の23ページの1 基本要項事項の1.1 組織的基盤に関する事項で、「以下『親会社等』という。に関する上記情報が示されているか」という形で記載されておまして、1.2 経理的基盤に関する事項で「直近3期分の法人税申告書の写」という形で記載されているのですが、ある事業では連結財務諸表、要は単体の財務諸表だけではなくて、連結財務諸表も3期分求める形になっていました。上で親会社という情報を求めるのであれば、下も数字としては連結財務諸表も含めて求めるべきではないのでしょうかということが1点目。

2点目に1.2 経理的基盤に関する事項の中で「なお、直近の決算月が入札日から3か月以上遡る場合は、入札日が属する月の前月末までの残高試算表を添付すること」となっております。これは残高試算表の作成基準をある程度一つの目安として示しておかないと、とりあえずその時点で入力し終わったものでいいから出してもらいたいというものなのか、これは趣旨とすれば恐らく財政的に急激に悪化するようなケースは考えられるので、こういう試算表を求めるといことなんでしょうけれども、例えば作成基準として四半期財務諸表に関する会計基準を参考にして、それに準じた残高試算表を提出することとか、その残高試算表の作成基準を示しておかないと、単にその時点でとりあえず入力したのであれば何でもいいという形で受け取れてしまう可能性があります。そのため、提出を求める残高試算表の作成基準を示すべきではないかということが2点目。

それに関連して3点目ですけれども、入札日が属する前月末までということは、例えば上場企業の子会社、関連会社のグループ会社において四半期報告書を常時作成している会社でないと、まず翌月すぐに出せることは不可能と考えていただいたほうがいいと思います。上場企業では実質的には、今年の第1四半期で大体どれくらいの期間で作成できたかというアンケート調査を東証がとったのですが、大体1か月です。実務レベルで申しますと実は2週間で勘定は締めています。最低でも2週間はかかると考えたほうがいいので、そうすると翌月に出せということ、とりあえず入力をした段階で何でもいいから出してくださいということになります。それでは残高試算表を入手する意味がないということで

す。

せめて前々月の試算表で、要は四半期財務諸表に関する会計基準に準拠したものを提出することという形で、その辺はまず残高試算表のつくるレベル。要はどういう基準にのってつくればいいのかということと、もう一つ、準備期間として前月では正直言って上場企業でも相当苦しいだろうと。前々月にもう一月前のものを求める形にしてあげないと、実務的には難しいのではないかと考えていますが、その辺はどうお考えでしょうかということが3点目。

以上の3点ですが、どのようにお考えなのかご教示願えませんでしょうか。

○中尾室長 ありがたい御指摘をどうもありがとうございます。いずれの点につきましても、広報室独自でこれらを定めているということはなく、過去の似たような、こちらのほうの例とか、あとは会計課と相談して書いているところでございますので、御指摘も踏まえて持ち帰らせていただいて、よく検討させていただければと思います。

特に最後の上場企業でも非常に厳しいというお話はごもっともだと思いますので、できるだけ修正する方向で持ち帰らせていただきたいと思います。

○石村専門委員 よろしく申し上げます。

○稲生主査 よろしく願いいたします。ほかにはよろしいですか。

では、私のほうから幾つか質問をしたいと思います。先ほど事務局さんから聞いてはいるのですが、25ページに「従来の実施に要した経費」のところで、平成24年度の実績のところは金額が3,500万で落ちている。要因は財務省さんにおける査定において削減ということがあって、一応入札で応募者が数字を見るときには、こういう形では一体幾らを出していいかがよくわからないということがありますので、それはお詰めになった後に明確にした上で金額を提示する、予算ベースのものを示していくという話になっていましたので、そこはよろしくお話をしたいというのが1点です。

これも事務方からお聞きしたのですが、場所がまだ決まっていないのもありまして、ここもある意味では応募される方からすれば一番重要なところですので、申しわけないのですが、言わずもがなですけれども、ここも早急にお詰めいただくことが恐らく前提条件になるかと思っておりますので、よろしくお話をしたいと思います。

あとは技術的な話になりますけれども、中身のところで要項（案）の4ページ目以降に実施計画作成業務等ということで、お願いなさいたい業務の内容が記されているわけでございます。これはざっと読んでいくと、例えば4ページの（2）のAのところで、総合的な普及啓発のためのフェア実施の具体案を作成するというところで、実施方法やスケジュール、こういうことをやってくださいという枠組みがあります。

一方で、その下にフェア実施の参考例ということで、エコライフ・フェアではステージイベントでこうこうとか、ワークショップでこうこうというのがあります。その具体的な中身については、後ろのほうに詳細な実績があるということで、何が申し上げたいかというと、そうするとお宅様のほうで明示したい中身の柱、こういうフェアとかトークショー

とかを企画したいというところで、何を抛りどころにすればいいかという、例えば4ページの(2)の本文の3~4行目に基本コンセプトがあって、低炭素、循環型、自然共生、注意書きでもう一個追加するとなっていますが、恐らく応募するほうからすると、こら辺を見ながら具体的なフェアの中身をイメージしていく。こういう理解でよろしいのでしょうか。

つまり90年からこのイベントをやられているということですが、大体毎回こういう形で実績を示しながら、かつコンセプトだけは決めてあって、あとの中身は具体的には業者さんに考えてほしい。つまり創意工夫を発揮したいという企画競争をやってきたという理解でよろしいでしょうか。

○磯辺室長補佐 基本的には、企画競争で今まで契約していたこともありまして、企画競争の場合は金額を提示して、こちらのほうの広報委員会でコンセプトを決めた後に、今回の月間はこういうことをやるので、そのフェアもこうやってくれという形をとっていますので、今おっしゃられたような基本的のコンセプトを決めた後は、企画でいろいろなことを出してくれという形になっています。

○稲生主査 大体いつも6社とか7社とか、複数のところが応募してくるという感じですか。

○磯辺室長補佐 そうです。その中の企画でいいところを選んで、随契という形になりますけれども、契約をしているということです。

○中尾室長 間違えていたら訂正していただければと思いますが、今回、総合評価方式になっているので、予定価格とか予算額として環境省の中で持っている数字はあるのだろうと思いますが、それを対外的には恐らく金額は提示しないでやるということにはなってくるかと思います。

○磯辺室長補佐 予定価格としては出せないのですが、予算額としてのある程度の目安というか、その中で我々がどういう仕様書に基づいて、どれだけの予定価格を出すかということで、この予定価格は出せないということです。

○稲生主査 もちろんそうですね。予算が出れば大体その範囲で、多分どれくらいかなという落としどころを探りながらということになるのですね。

○中尾室長 そうです。場所につきましては御指摘のとおり、場所によってイベントの作り方も場合によっては変わってくると思いますので、そこは場所を決めた上で公告をしたいと思っております。

○稲生主査 その場合に有料になるとかいう話をお聞きしたのですが、有料の場合には幾らというそのデータも出していただいているという感じですね。

○中尾室長 そうですね。そのあたりはまだこれから詰めていくべき事項です。

○稲生主査 そちらは適切な開示をお願いいただければと思っています。

○中尾室長 最後の3点目については御指摘のとおりでして、やはり広報業務ですので、ある意味こちらの持っているノウハウよりも民間のほうの創意工夫は非常に大切だと思

ますので、これまで企画競争でやってきたわけですが、総合評価方式になったとしても、そこは非常に重要だと思います。民間のアイデアは我々も大変欲しているところがございますので、そこは積極的な提案をいただければと思っております。

○稲生主査 わかりました。実は我々はこういうイベント系というのでしょうか、これはこの入札監理小委員会でも初めてでございます。どう評価をすればいいとか枠組みは、我々を考えるとときに往生しているところがありまして、逆に教えていただければということでお聞きしたところであります。

やや細かいのですが、5ページで参考例ということで下のほうに出展料が出ていまして、キャッシュで言うと、この出展料は民間さんがいろいろな出展者の方に応募いただいて、その応募される方が今回受託される方にお払いになるわけですか。今回受託している業者さんとしては、その資金の管理も全部御自分でされるという感じになるわけですね。

○中尾室長 御指摘のとおりです。

○稲生主査 そこでもし利益が出てしまった場合には、これは受けられた方の利益みたいな感じで考えておけばよろしいですか。

○磯辺室長補佐 そこはそういうことは考えていなくて、この事業の中で全部消化してほしいということですか。

○稲生主査 わかりました。

アンケートでサービスの質を評価するということがありました。9ページの2-2で確保されるべき質がありまして、来場者アンケートがあります。これはあくまでも来場者の満足度だけを評価するというのでいいのでしょうか。31ページ目に御出展様用アンケートがあつて、これは業務の実施に当たり確保されるべき質には入ってこないということでしょうか。別紙3の1~3の割合で来場者アンケートが設定されるわけですね。別紙4も一応これは受託者のほうで実施するということですか。

○磯辺室長補佐 そうです。

○稲生主査 あくまでも質に関してはお客様だけという理解をされているということですか。

○磯辺室長補佐 そうです。9ページの2-2の部分です。

○稲生主査 何となく不思議で、御出展様用も設定すればいいのではないかと。これは大変素人な考えなのですが、今までは余りしていなかったということですか。

○中尾室長 今までもアンケートは実はとっていらして、翌年度の事業にむしろ活かすためということとっていらしたので、広報行事の対象が一般国民の来た方の満足、そこで行動が変わっていくことがやはり重要だと思いますので、何をとるかというときの選択の中では、来場者の満足が一番上位に来るべきものかということで、来場者アンケートとさせていただきます。

○稲生主査 わかりました。

これで最後になりますけれども、23ページの評価表で、今回は実は余り大きな点数配分



ではないのですが、「5. 業務実施体制」の中で実績を評価している部分があります。例えば「5.2 業務従事者」の②のイベント企画に従事する者は有益な経験があるということで「環境分野の普及イベント等」とありまして、そういう意味では今回、環境関連つまり御省関係のイベントの経験は、逆に言うところくらいでよろしいということになるわけですか。全体が140点の中で、こういう環境関係のイベントについては余り評価しないということでもよろしいでしょうか。これは単なる質問でございます。

あとは割とホームページ運用の経験があるかとか、いわゆる環境事業に限っていないのですが、そこら辺はあえて問わないということでもよろしいでしょうか。

○中尾室長 環境省としては環境分野の普及イベントは、別に環境省だけで環境関係のイベントをやっているわけではございませんので、地方や民間でやられているものを含めて、そういう経験があったほうが非常にありがたいと思っておりますけれども、内容や事業計画のバランスでこの程度にさせていただいているということでございます。

○稲生主査 さっきの質問とも絡んできますが、過去のことは過去のことということで、あくまでも参考にさせていただいて、とにかく創意工夫を最大限発揮されると。ですから、別に環境省関係でイベントの経験がたくさんある必要もないとお考えだということになりますね。

○中尾室長 そうです。

○稲生主査 わかりました。

ほかに何か御質問があればと思いますが、よろしいですか。

それでは、時間となりましたので、「エコライフ・フェア 2013 実施業務」の実施要項（案）につきましての審議は、これまでとさせていただきます。

事務局さんから何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと存じますので、環境省様におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討をいただきますよう、よろしく願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。